

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：アクア株式会社
(法人番号6160001007196)
業者の住所：滋賀県長浜市下之郷町 7 0 9
- 2 指名停止措置期間：令和 8 年 1 月 6 日から
令和 8 年 1 月 1 9 日まで（2 週間）
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者及び上記有資格業者の従業員は、米原市発注の工事において、作業員の死亡事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により略式起訴され、長浜簡易裁判所からそれぞれ罰金 2 0 万円の略式命令を受け、令和 7 年 6 月にそれぞれ刑が確定した。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 1 第 8 号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

指名停止措置要領付表第 1 第 8 号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 月以内